

福山市就労準備・就労支援事業業務について、委託業者を選定するため、プロポーザルを実施することとしたので、参加を希望する者は手続を行ってください。

2026年（令和8年）2月20日

福山市長 枝 広 直 幹

1 業務概要

- (1) 業務名 福山市就労準備・就労支援事業業務委託
- (2) 業務場所 福山市内
- (3) 業務内容 福山市就労準備・就労支援事業業務委託仕様書（別紙1）のとおり
- (4) 業務履行期間 契約締結の日から2027年（令和9年）3月31日まで

2 委託費（見積限度額）

委託費（見積限度額）の上限は16,800千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

3 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) この公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、福山市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- (4) 福山市に納付すべき市税の滞納がない者であること。
- (5) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (6) 暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者で、明らかに受注者として不適当であると認められる者でないこと。

4 評価基準・評価項目

別紙2のとおり

5 受注候補者の特定

福山市就労準備・就労支援事業者評価委員会における評価が最も高い者を市長が本業務の受注候補者として特定します。

6 参加申込の手続等

(1) 担当部局 福山市保健福祉局福祉部生活福祉課

〒720-8501 広島県福山市東桜町3番5号（本庁舎1階）

電話 (084) 928-1066（直通）

FAX (084) 928-1730

電子メールアドレス seikatsu-fukushi@city.fukuyama.hiroshima.jp

(2) 選考スケジュール

内 容	期 日
1 公告	2026年（令和8年）2月20日（金）
2 実施要領等の配付期間	2026年（令和8年）2月20日（金）から 同年3月6日（金）午後5時まで
3 質問書受付期間	2026年（令和8年）2月20日（金）から 同年3月2日（月）午後5時まで
4 質問に対する回答期 限・回答方法	2026年（令和8年）3月4日（水） 実施要領参照
5 参加申込書の受付期間	2026年（令和8年）2月20日（金）から 同年3月6日（金）午後5時まで
6 企画提案書の提出者の 参加資格確認結果通知	2026年（令和8年）3月9日（月）
7 企画提案書の受付期間	2026年（令和8年）3月9日（月）から 同月19日（木）午後5時まで
8 プレゼンテーション （ヒアリング）の実施	2026年（令和8年）3月23日（月）
9 企画提案書の選定通知	2026年（令和8年）3月26日（木）

(3) 実施要領等の配付期間及び配付場所

ア 配付期間

2026年（令和8年）2月20日（金）から同年3月6日（金）午後5時まで

イ 配付場所

(1)に同じ

※福山市ホームページ（<https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/>）からもダウンロードできます。

(4) 参加申込書の提出者が1者のみ又はいない場合の取扱い

ア 参加申込書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止めます。

イ 参加申込書の提出者が1者のみの場合は、当該1者について、参加資格の確認を行います。

(5) 評価点が同点になった場合の取扱い

評価委員会による評価の結果、同点になった場合は、見積書の金額の低い者を受注候補者に決定します。

7 契約の締結

(1) 本業務の契約は、評価委員会を経て市長が特定した受注候補者と業務内容について協議等を行って仕様書の内容を確定した後に、見積合せの上、契約を締結するものとします。

(2) 市長が特定した受注候補者と契約が締結できなかった場合又は失格条件に該当すると認められた場合には、次点の提案者と契約交渉を行うものとします。

8 失格条件

次に掲げるいずれかに該当した場合は、失格とする。

(1) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 2の委託費（見積限度額）を超えた見積書を提出した場合

(4) 評価及び審査の公平性を害する行為があったと市長が認めた場合

(5) 実施要領の内容に違反すると市長が認めた場合

(6) その他市の指示に違反する場合

9 その他の留意事項

詳細は、福山市就労準備・就労支援事業業務に関するプロポーザル実施要領に定めるところによる。